

令和5年度 第1回 プラスチック再商品化事業者等公募検討委員会

日時:令和 6 年 3 月 27 日(水) 10 時 00 分~12 時 00 分

場所:TKP エルガーラ7F 会議室I

会 議 次 第

1 開会

2 委員・事務局の紹介

3 会議を非公開とすることについて

資料 1

4 会長の選出

5 議題

(1) 公募の概要および検討委員会について

資料 2

(2) 評価基準について

資料 3

6 閉会

<参考資料>

・プラスチック再商品化事業者等公募検討委員会に関する要綱

参考 1

・委員名簿

参考 2

・公募要項(案)

参考 3

・委託仕様書(案)

参考 4

プラスチック再商品化事業者等公募検討委員会(第1回)を 非公開とすることについて

1 第1回検討委員会の協議内容

プラスチックの再商品化事業者等の公募の概要および評価基準について

2 公開・非公開の別

非公開

3 非公開の理由

本検討委員会においては、プラスチックの再商品化事業者等の公募について専門的見地から意見を聴取することとしているが、公になることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるととも、特定の者に不当に利益を与えるおそれがあることから、福岡市情報公開条例第7条第1項第4号に基づく非公開情報に該当するため、同条例第38条に基づき、会議を非公開とするもの。

4 根拠規定

○福岡市情報公開条例

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

（1）～（3） （略）

（4）市の機関及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社をいう。以下同じ。）の内部又は相互における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。

（5）～（6） （略）

第38条 附属機関等の会議は、これを公開するものとする。ただし、その会議における審議の内容が、非公開情報に該当する事項に関するものであるとき、又は許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りでない。

5 議事録について

適正な審査に支障がないものについて、公開とする。

プラスチック再商品化事業者等公募検討委員会に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、プラスチックの再商品化事業者等を公募するにあたって、委員から意見を聴取し、安定的かつ効率的なリサイクル体制を確立するために設置するプラスチック再商品化事業者等公募検討委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の目的)

第2条 市長は、次に掲げる事項について、委員から技術的な助言等の意見を聴取する。

- (1) プラスチックの再商品化事業者等の公募における評価方法等の検討に関する事
- (2) プラスチックの再商品化事業者等の公募における評価に関する事
- (3) その他事業に関し必要な事項の検討に関する事

(委員)

第3条 委員は学識経験者等の中から選任し、市長が委嘱する。

2 委員の数は、5人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、施行日からプラスチックの再商品化等の事業者公募における優先交渉権者を選定する日までとする。

(会長)

第5条 委員会では、委員の互選により、会長を選任する。

2 会長は委員会を主宰し、委員会の議事進行に必要な事項を定める。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会)

第6条 市長は、委員の意見聴取を行うため、委員会を開催することができる。

2 市長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又はその意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(情報公開)

第8条 委員会は原則として公開とする。ただし、委員会において意見を聴取する内容が、福岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであると認めるとき、または、公開することにより、会議の適正な運営に著しい支障が生じると認めるときは、この限りで無い。

2 公開による委員会の会議は、市長の許可を得て、これを傍聴することができる。

3 委員会の会議に係る傍聴の手続等については、市長が定める。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、環境局循環型社会推進部に置く。

2 事務局長は、福岡市環境局計画課長をもって充てる。

3 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるほか委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和6年2月21日から施行する。

プラスチック再商品化事業者等公募検討委員会 委員名簿

氏 名	所 属 ・ 役 職 等	専 門
こ いで ひで お 小 出 秀 雄	西南学院大学 経済学部 教授	環境経済学
ご とう あきら 後 藤 明	株式会社日本政策投資銀行 九州支店 企画調査課長	金融・経済
すず き しん や 鈴 木 慎 也	福岡大学 工学部 准教授	廃棄物工学
なか やま ひろ ふみ 中 山 裕 文	九州大学大学院 工学研究院 准教授	廃棄物工学
ひさ だめ ゆ り こ 久 留 百 合 子	株式会社ビスネット代表取締役 (消費生活アドバイザー)	企業経営

※敬称略、五十音順